

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>建設常任委員会会議録</b>			
日 時	平成10年 6月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時48分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松田委員長、武井副委員長、松本・大畠・新野・次木・八田・横尾・ 琴坂 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、土木部参事、建築都市部長、用地対策室長、 築港地区再開発室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長及び主幹		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本委員、大島委員を指名。付託案件を一括議題とする。理事者より報告を受ける。

「まちづくり景観協議会の認定について」

都市環境デザイン課長

景観条例において、市民参加の景観形成を位置付けており、その中でまちづくり景観協議会を認定し、その活動を支援している。新たに認定したのは、蘭島まちづくり景観協議会であり、本年4月蘭島地区のまちおこし団体である無名会を母体として地域住民が快適で住みやすいまちづくりを進めることを目的として設立され、本年6月11日に認定されている。この結果、4地区を認定したことになるが、今後ともこれらの協議会の活動に対し、技術的援助や助成を行いながら、各地区の景観形成活動の支援を行って参りたいと考えている。

委員長

議案第7号「小樽都市計画特別工業地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案」について  
都市計画課長

今年3月31日に都市計画決定された銭函4丁目、5丁目の特別業務地区について、石狩湾新港の管理に当たる石狩市と連携を図り、道央圏の流通拠点として流通の高度化、効率化を推進し、具体的な組織事業計画を行うため、建築基準法のほか、条例において建築物の建築制限を行うものである。

主な規制内容は、住居系については、管理住宅と宿舎を除き制限する。商業系については、従業員の利便性を確保するために小規模な店舗なども認めるものとする。遊技、娯楽施設は排除することとなっている。また、都市計画で決定する特別用途地区の中には、従前より制定されている特別工業地区の条例に、今回決定した特別業務地区が含まれていることから、これらを一本化し、名称を特別用途地区内における建築物の制限に関する条例とするために提案したものである。なお、施行期日は8月1日とするものである。

委員長

議案第11号「訴えの提起について」

住宅課長

平成9年度から悪質滞納者に対し、裁判により明渡しと滞納家賃の支払いを求めている。平成9年度は2件の訴えを提起し、いずれも勝訴の判決を得ている。当該入居者は自主退去しており滞納家賃についても分納している。

今回の訴訟対象者は、桜3丁目18番438号の村田ひとみ氏であり、滞納月数42ヶ月、滞納金額90万4、900円である。これまでの経緯については、平成8年度、9年度にそれぞれ簡易裁判所に支払い命令の申立てを行ったが、訴訟対象者はいずれも分納の意思があるということについて、同裁判所に異議申立てを行っている。その後、市の再三の納付交渉に一切応じないことから、家賃をまじめに納付されている他の入居者との均衡や、納付の姿勢が見られないことを考慮し、訴訟をやむ無しとの判断をしたものである。

委員長

陳情第72号「市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について」、陳情第73号「市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について」、陳情第75号「市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について」、陳情第76号「見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について」

土木部建設課長

ロードヒーティングの敷設については、今後、バス路線を重点的に検討し、既設箇所のフォローアップなどを中心に考えている。

陳情第72号、第73号の要望箇所については、道路幅員約8m、勾配が20%であり、一部歩行者用の手摺りが設置されている。当面の冬対策としては、手摺り周辺の除雪や砂撒きなど歩行者の安全確保を重点的に対応して

参りたいと考えている。

陳情第75号の要望箇所については、銭函1丁目新通線の道道小樽石狩線への接続部分で道路幅員約7m、勾配約17%である。要望箇所については、今後とも除雪や砂撒きなどを重点的に行いたいと考えている。

陳情第76号の要望箇所については、札幌自動車道の見晴歩道橋下から道道銭函停車場見晴線に至る区間で道路幅員3.5ないし4m、勾配15ないし21%である。当面の冬対策としては、3ヵ所に砂箱を設置しており、今後とも除雪で対応して参りたいと考えている。なお、側溝蓋の設置については、状況に応じて順次進めて参りたいと考えている。

委員長

一括質疑に入る。

琴坂委員

今議会で新たに4件のロードヒーティングの陳情が提出された。歩行者の転倒防止と、自動車のスリップ防止については、分けて考えているのか。これまで手摺りを付けた箇所がまったく除雪されずにいたが、今の説明では今冬から除雪をするということなのか。これまで、そのような取り組みをしなかった理由は何故か。

土木部次長

ある程度きめ細かな除雪を行っていくために、人の力による必要があり、手摺箇所の除排雪についても行ってきたいと考えている。

琴坂委員

宅地造成により勾配が急な幹線道路を新設し、ロードヒーティングを敷設するというやり方をやめて、ロードヒーティングがなくても、現在の四輪駆動車であれば自由に通行できるように道路改良を行うとともに、手摺りを必要とする生活道路や歩行者道路については、長さ30cm程度の幅でロードヒーティングを敷設するといった考え方に方向転換をすべきだと指摘してきた。

歩行者の危険防止にはロードヒーティングではなく、除雪で対応するという幹線道路中心の考え方であるが、手摺りがある歩道は雪が降った直後に除雪をしなければ、転倒防止策にはつながらないと思うがどうか。

土木部次長

歩道のロードヒーティングについては、全体の歩道距離の中で、ある程度の長さを敷設しなければならないと考えており、わずかな長さで所々に敷設するという事はできない。また、歩道については、国の補助制度がないことから、今後、ロードヒーティングに代わるものとして、砂撒き等による摩擦抵抗の強いもので対応せざるを得ないと考えている。

琴坂委員

歩道全部をロードヒーティングせよとは言っていない。私自身ロードヒーティングに疑問を持っているので、冬に歩行できない坂道に手摺りを付け、その手摺りのそばに30cmから50cm程度のロードヒーティングをすれば、歩行者にとっては安全な道ができるのではないかという意味で聞いているがどうか。

土木部次長

車道であれば坂の途中でロードヒーティングをやめることができるが、歩道では坂の全線にやっつけていかなければならないので実現は難しい。

琴坂委員

歩道全線に敷設せよとは言っていない。少なくとも議会で指摘された危険箇所には、手摺りを付け、ロードヒーティングで対応するということができるのかどうか。

土木部次長

今後、21世紀プランの中に冬対策が打ち出されると思うが、現状ではなかなかそこまでは難しいと考えている。

琴坂委員

ロードヒーティングの2期計画が終了した後も、発想の転換なしに、依然として1期、2期計画通りのバス路線中心で3期計画を行う考えなのか。それとも3期計画は実施しないという方針か。

土木部次長

2期計画以降はバス路線やフォローアップ箇所を数箇所を行った後、古くなった既設箇所の更新事業が主になると考えている。

琴坂委員

今後、市民から提出されるであろうロードヒーティングの要望は、実現できないということか。

土木部次長

幹線道路の後に生活道路に携わっていくと、経費の問題もあり維持管理が可能か否かが問題となり、国の助成があれば方向転換は可能かもしれないが、現状では難しいと考える。

琴坂委員

高齢者が増えている中で、砂撒きをする人がいないというのが今の厳しい現実だということを指摘しておく。

公園課に聞くが、決算資料を見ると、平成8年末の小樽市の人口1人当たりの公園面積は5.9㎡であるが、道内主要10都市の平均は2.1㎡である。他都市並みにしようとする計画はないのか。

公園課長

北海道から出されている資料によると、平成8年末の道民1人当たりの公園面積は18.9㎡、全国では7.1㎡、小樽は8㎡である。全道とはかなりの開きがあるので、少しでもこの差を縮めていくために、検討させていただきたい。

琴坂委員

まさに地元業者に発注される工事であり、大いに進めてもらいたいと思うが、土地が取得できないという理由から、特に中心街では、公園整備が立ち遅れている。入船六三町会は830世帯あるが、地区に公園は1カ所もない。豊ヶ丘通りには子供が多く、地域に児童公園の整備要望を24年間にわたり続けてきたが未だに実現されない。中心街に土地を求めること困難であれば、今朝、新聞折込みに国有地の販売広告が入ったように、向かいに保育所がある職安跡地762㎡や、最上公園向の向かいの土地890㎡を購入すべきと思うがどうか。なお、国有地を売却するときには購入の意思を必ず自治体に照会をするはずだが、庁内では公園用地を増やすために、どのような動きをしてきたのか。

公園課長

市街地の中に公園や緑地が少ないのは、重々承知しているが、なかかなか手が出ないのが現状である。今後このままでよいとは考えておらず、必要なところは用地を購入し公園を設置しなければならないとは考えているが、もう少しお待ち願いたい。

琴坂委員

中央通のように区画整理事業を行ってさえ、緑地や公園が確保されない。結局、築港ヤードの2つの公園や、駅広に主な予算が回っている。長年に渡って中心街に公園が実現しない最大の原因は何なのか。

公園課長

街区公園というのは補助対象には成り得ず、土地を買いにしても、市の起債単費という形なる。それは別としても、街区公園は250m位の近隣街区の中に一つという割合で整備することが標準になっており、中心街に公園が少ない原因は、郊外の場合には開発行為によって整備されるが、中心街は土地が高くて開発行為ができないということにある。この現状を踏まえると、中心街の公園整備はなかなか難しいと考えている。

琴坂委員

開発行為によって帰属した公園用地は何カ所あり、面積はどのくらいか。そのうち、無償でもらった土地で整備されていない状況についてはどうか。

公園課長

帰属地は、平成10年4月現在で160カ所、105,500㎡である。そのうち、整備済みは児童遊園を含めて56カ所で、約59,000㎡、未整備が104カ所で、約46,000㎡である。500㎡以上の街区公園を中心に整備しており、面積的な整備率からすると約56%が整備済みである。

琴坂委員

土地がないから整備できないというが、開発行為で帰属したものについても56%しか整備されていない。未整備の土地はどのようにするのか。街区公園については、どういう計画を持っているのか。

公園課長

整備率56%とは、今まで街区公園として整備しているものである。残りの44%については、面積500㎡以上を目処にこれから街区公園の整備という形で年次計画を立て、少しずつでも整備していきたいと考えている。

琴坂委員

従来の児童公園は、お年寄りもゲートボールなど自由に使える広場を造るという用途変更も含めて、街区公園として整備してきた。開発行為が行われる段階で、小さな公園を何カ所も整備するよりは、そこが広げれば空地として提供しても利用価値があるので、開発区域における公園整備に当たっては、従来の指導方法を見直すべきではないか。

都市環境デザイン課長

開発行為の目的としては、周辺の環境の保全、災害防止、入居者のレクリエーション用地としての位置付けがある。開発区域の面積により、それぞれの公園面積が指定されることになるが、その面積だけにこだわるのではなく、予定される建築物やその周辺公園の状況も勘案しながら、公園課と連携の上、開発行為の指導をしていきたいと考えている。

琴坂委員

国有地の取得について再度聞くが、すべての森林公園には駐車場を備え付けるべきだと考えているが、売りに出されている最上公園の向かい側は、公園駐車場として格好の場所である。冬でも若いお母さんが車の中に赤ちゃんを1人置いて、上の子をそり滑りさせているという光景をよく見るが、今の若いお母さんは、みなそのようなライフスタイルであり、すぐ目の前でなくても子供の監視のための、駐車場がなければ困る。特に最上公園については駐車場が必要であり、公園向かいの国有地を絶対買うべきである。中心街の公園確保は、最も遅れている分野だと考えるが、今からでも遅くはないので、この中心街の2カ所については、土木部として用地確保したいと手を上げるべきだ。

また、国有地の先買については、国から市に対し、事前に打診があったと思うが、庁内に打診があった時に、どのような態度をとったのか。

土木部長

駐車場については、指摘の店を日頃から念頭に置き、業務を進めている。現在、21世紀プランを作成している中であり、土木部としては常にこの問題について、庁内で主張しているが、小樽は古くから既存市街地が形成されており、一挙に解決できない問題である。新たな街づくりの中で、駐車場やゴミ施設も必要だと機会があるごとに申ししており、担当課長も当然そのような認識を持ちながら、業務を進めている。

国有地の売り払いの問題については、記憶では小樽職安が移転するという中で、市のほうで利用するのであれば、旧の建物を残したまま、貸したいということで、部長会議、庶務担当課長会議で話があった。今回の話については、所管の方から聞いていないが、早急に確認をしてみたいと思う。

琴坂委員

中心街に土地がないのであれば、建物も含めて買ったらいいと主張してきたが、それでは補助対象にはならないとう。パブルの崩壊で市内に残地があるのに、資金がないから購入できないという。所管の熱意により、是非、土地購入していただきたい。

街づくりについて聞くが、今日、結論を出そうという気持ちはないが、これまでも主張してきたように、中心街の空洞化は、今やスラム化という状況である。街づくりの基本はスプロール化を防ぎ効率的な街を造ることであり、都市計画審議会などでも、この問題については何回か提起しているが、重要視されなかった。街づくりの根本についてどう考えているのか。

建築都市部長

持論であるが、街というのは当然、全道、全国どこでも駅を中心に人が集まり、宿泊するということから歴史的に発展をしてきている。しかしながら近年は、モータリゼーションの影響が大きく、駅を中心とてスプロール化しており、小樽も同様の状況にある。街というのは、中心があってはじめて街といえると思うが、地区がそれぞれの個性を持って発展してこそ、市民は豊かな生活を営むことができる。結局、そのような地区の集合体が一つの街であり、すなわちそれが市の発展となり、街につながると考えている。あながち議員の考えと相違しているとは考えていない。

琴坂委員

その点は、同じ考えである。通常、人口30万人以下の街では、ダウンタウンは1ヵ所しか維持できないというのが専門家の声である。しかし、小樽は、築港に新しい街を造る事業を展開しており、中心街との共存共栄が、差し迫った課題である。これは特殊な状況であり、通常は駅を中心にして街が構成され、はるか離れた郊外に、自動車交通を利用すべき大規模施設を中心にして新しい街ができる。小樽の場合には、目と鼻の先に築港地区という新しい街をつくるが、このような状況の中で、小樽が目指す街づくりの方向とはどのように考えているのか。

建築都市部長

人口30万人以下の街の場合には、ダウンタウンというか、いわゆる副都心という言い方をすれば、それにはあてはまらないと考える。ダウンタウンの中心とは、商業だけではなく、行政業務等の核という意味では50万人以上の都市でなければその考えはあてはまらない。その意味で築港再開発地区については、副都心という考えは該当せず、中心街との役割分担という意味で解釈をしている。

琴坂委員

現実に小樽市が行っている都市計画の方向は、行政指導により郊外に街を広げるドーナツ化を推し進めている。新しい宅地造成を認め、そこに人口が張りついて中心街から人口が移動している。これに対して、行政のなすべき基盤整備や公共施設の整備が追いついていない。

星野町には多くの子供がいても学校がなく、逆に桃内の方では学校を廃止して、代わりにゴミ処理施設をつくるといった街づくりを行っているが、スプロール化を防ぎ、街をこれ以上広げないためにも、小樽を人口規模に見合った街にするという意味からも明確な方針を持っていただきたい。

開発行為による宅地造成地区については、既に人口を擁して公共施設が追いつかないという状況にあるが、今後の見通しについて伺いたい。

都市環境デザイン課長

新しい小樽の顔となる宅地造成も、今後、いくつかの場所で予定されている。市内中心部から人が移ることもあるかと思うが、周辺都市から小樽に人を呼び込むという魅力づくりにもなるかと考える。中心部のスプロール化現象があるものの、新市街地の造成については、反面で進めていかなければならない事業と考えている。

琴坂委員

その理論がおるのであれば、人口は増えている。小樽は良好な宅地がないから人口が増えないのであり、人口動態からしても、結局、市内で人口が移動しているに過ぎない。

現在、開発許可され提供される宅地の状況はどうなっているのか。

都市環境デザイン課長

今後の宅地開発は3カ所で、概ね500区画程度が予定されている。

琴坂委員

開発行為が認められていながら残っている区画があるのか。

都市環境デザイン課長

平成元年度以降の1ha以上の開発行為に限って整理した資料では17件あり、区画数にして2,865区画である。そのうち、5月末では、1,877戸が建設されている。

琴坂委員

これから予定されてい3カ所の宅地開発は、アドバンテスト社跡の岩倉開発、新光の翔計画、最上の西條産業と聞いているが、これらで何宅地くらい提供される計画なのか。

都市環境デザイン課長

計画の部分もあるため、正確な数字は答弁できないが、3カ所合計約500位を予定している。

琴坂委員

平成元年度以降の残っている約1,200宅地、これからの500宅地と、望洋台、毛無の開発とはどういった関係になるのか。

都市環境デザイン課長

望洋パークタウンの宅地数は、現在、施工している17カ所の中に含まれている。

琴坂委員

それは3工区までなのか。

都市環境デザイン課長

17カ所の中には2工区まで含まれている。3工区の予定が約390カ所位ある。

琴坂委員

今後、2,100区画程の戸建住宅用地が提供されることになるが、これは都市環境デザイン課が許可したものである。再度、建築都市部長に聞くが、以前、小樽市全体で見た場合には、中心街に民間活力を導入してマンションを建て、人口の増加を図るといった答弁があった。人口対策を含めた街づくりは、企画部だけに任せればよいというものではなく、所管である建築都市部として、きちんとした街づくりの思想を持って行おうとしているのかどうか。

建築都市部長

街全体として、バランスよく人口の配置をしていかなければならない。その意味からも、できるだけ官民一体で中心街に住居の提供したいという考えはある。

琴坂委員

建築都市部は、郊外に宅地を造成して、そこに人口を誘導していくということが所管であろうが、中心街にどう人口を増やし、民間活力を活かす街づくりの思想が必要だと考える。

現在、中心街にマンション建築などで何戸くらいの住宅が提供される計画があるのか。

建築指導課長

建築確認を受け、完了検査前の建物が、平成10年度で2棟26戸、平成9年度で4棟376戸、平成8年度で3棟90戸、平成7年度で1棟6戸である。

琴坂委員

戸建ての宅地造成は、2,100戸の計画になっているが、民間活力を導入しても中心街の住宅はせいぜい500戸である。それでは市営住宅の建築計画では、中心街に何戸提供されるのか。

住宅課長

桜B団地が平成9年、10年で1棟40戸を建設している。平成10年、11年では、39戸を完成することになっている。その他に、平成11年度では、稲北再開発住宅の取得を24戸予定している。

琴坂委員

中心街に官の責任で建設するのは24戸しかない。民を入れても500数戸しかない。

このままでは、否応なしに人口は中心街から外へ流れる。腹を据えてこの中心街に人口を呼び戻すための取り組みが必要なのではないか。その意味から、中央通土地区画整理事業においては、公営住宅の建設計画や、民間住宅の借上げといった計画を持ち、民間に対するする投資を大に行うべきである。現時点で中央通に公営住宅施設を建設する計画があれば是非明らかにしていただきたい。

(活対)嶋田主幹

この事業では、緑地を別にすると、全ては民有地となる。現在、公的住宅を建設するために、地権者の方々に対して趣旨を説明し、協力に向けて交渉を行っているところである。土地確保を前提とした中で、どういう住宅を建設するかについて、関係機関との協議に入っており、用地確保の目途がつき次第、改めて相談いたしたいと考えている。

琴坂委員

民有地を取得して、市営住宅を建てたいということか。

(活対)嶋田主幹

基本的には複合施設を考えており、公的住宅のみの建物とは考えていない。

琴坂委員

すべて住宅にする必要はないが、公住法改正により、民間建物の買上げ、借上げが可能となっており、この方法を利用する考えはないのか。また、道は公営住宅を中心街に建てたいという意向はあるようだが、市営住宅に限定せず、道営住宅についても話し合う価値があると思うがどうか。

(活対)室長

公的住宅については、どのようなタンスで建てるのか、現在、関係機関と協議中である。公的住宅を導入する考えはあるが、具体的になるには時間を要する。

琴坂委員

主幹の答弁から後退しているのではないか。

(活対)室長

公的住宅の導入を進めることにしているが、先ほど主幹が答弁した内容で民地を購入して建てるといったことについては、市営住宅を建てるために市が民地を購入するということではない。中央通の区画整理事業で、全く保留地がないため、公的施設を建てたいから、協力願いたいということで、現在、権利者と話を進めているところである。別に後退しているということではない。

琴坂委員

沿道形区画整理事業というのは、国有地も取れなければ公共施設も取れない。道路を広げるためだけに区画整理を実施するのは、間違いだったと指摘しておく。

武井委員

冬期間の道路は、下水道マンホールの部分だけが熱によって雪解けし、段差が生じているが、これについて市民からの苦情はないのか。

下水道事業所施設課長

年に2、3件はある。職員がパトロールにより整備をし、対応している。

武井委員

苦情がある箇所は、市内のどの辺なのか。

(下水)施設課長

中心街よりも、桜町、朝里方面の3種路線に多い。

武井委員

以前は塩谷線や砂留線、公園東通線等にも非常に多く、そういった路線を中心に年次計画で整備すると聞いたが、これらについては終了したのか。

(下水)施設課長

指摘の箇所は、ほとんど完了している。

武井委員

今後、別の生活道路を整備していくと思うが、今年の計画があれば示していただきたい。

下水道事業所長

平成3年から発砲スチロールを使って整備し、今年は朝里川温泉方面を行っていきたいと考えるが、路面の熱がかなり高いという状況にある。

武井委員

長橋線のように、現在、拡幅工事をしている道路は、幅員を広げるだけでマンホール部分は放置されるのではないか。せっかく道路を広げたのに、真中にマンホールがあるために車はこれを避けて通る。こうした路線についてはどう考えているのか。

下水道事業所長

平成3年から拡幅工事をした路線については整備を行っている。

武井委員

花園共同住宅の繰上償還経費529万1,000円の補正については、今後の計画でこういった手順で行われるのか。

住宅課長

花園共同住宅は昭和35年度建設、鉄筋コンクリート5階建て、18戸である。住宅供給公社が建主となって、住宅金融公庫から建設資金の融資を受け建設されており、平成24年3月26日まで償還が残っている。補正予算が議決され次第、6月中に残りを繰上げ償還し、7月1日から市営住宅にしたいと考えている。

武井委員

建物の修復は考えていないのか。

住宅課長

現在の家賃が11,530円である。3年間の経過措置を待って、家賃を23,000円程度に引き上げていきたいと考えている。財源的に見ると非常に少額なので、外壁を全体的に直すことまで手は回らないが、当面は住宅内の修繕を手がけていきたいと考えている。建物は昭和35年建設なので、かなり老朽化していることも事実であり、建物の敷地は市の所有地であるため、一定の年数が経過すれば補修等の計画も考えざるを得ない。

武井委員

とりあえず共有部分の廊下が暗いため、改善してもらいたい。せめて明るくできないのか。

住宅課長

昭和48年頃に建設された住宅の階段灯は、色合いが暗い。今後、計画的に、例えば壁面塗装を新しくしたり、階段灯も含めて修繕を考えていこうと思っている。

武井委員

家賃については、3年かけて上げていくとのことだが、それまでの期間は経過家賃を適応するということが。

住宅課長

そのとおりである。

武井委員

次に築港地区再開発について聞く。ヒルトンホテルは、来年7月のオープンに向け、既に従業員募集の広告を出している。3月オープン予定の企業体は未だ募集はないが、従業員の採用計画はどのようになっているのか。

築港ヤード跡地再開発室長川主幹

ビブレ等OBC関係企業体が9つぐらいあるが、ヒルトンも含めて全体では約600～650人、地元からの契約社員という形で採用される可能性がある方は約200～250人、パートタイマーとしては、テナント従業員も含めて約2,000～2,500人と聞いている。ヒルトン以外の各事業体の雇用計画は、随時、秋頃から採用人数等が具体的になると思う。

武井委員

地元高校生をパートタイマーや契約社員として採用するのは、あまりにも将来が暗い。

将来のある若い方々にとっては、正社員に採用する方が望ましいと思うが、採用についての考え方はどうなのか。

(築港)長川主幹

例えば、ダックビブレという百貨店では、全国一斉に6月一杯に内定するという段階まできており、新卒部分の採用についてはこれで終わる。小樽の雇用については、小樽のダックビブレの社員が200人くらいになると聞いており、その内の8割程度が社内異動で、残りの2割、40人程度を地元から採用するとのことである。その40人の中には、新卒ではなく中途採用や、経験のある方を小樽から採用するという考えであり、サティ等いずれの事業体も地元で配慮していただいている。また、契約社員としては、物販の企業体にも地元からかなりの採用が見込まれる。高校新卒者については、ダックビブレでは、他の都市ではほとんど採用していない中で、30人程度を小樽から採用するという考えであり、現在、聞いている数字を集約すると、各企業体では70～80名程度になると考えている。

武井委員

契約社員とはどういうものか。

(築港)長川主幹

契約社員の定義は様々であるが、簡単に言えば地元雇用者はずっと小樽市勤務となり、給与等その他の待遇面では、若干正社員より落ちる。

武井委員

高校新卒者は地元で就職を希望する者も多いため、1人でも多く地元で採用されるように特段の努力を願いたい。

次は、今定例会に新に付託されたロードヒーティング敷設に係る請願・陳情については、先程の説明では、バス路線を中心にヒーティングを敷設するが、敷設できない所は砂撒きや除雪等により対応するという。提出された請願・陳情の箇所は勾配が10%以上の急坂であることから、このような箇所に除雪機が入ることはできるのか。

土木事業所長

初冬期には可能と思うが、降雪が多くなると現実問題として難しいところもでてくるかと考えている。急坂路線全てを完璧に除雪することは不可能だと考えている。

武井委員

色内小学校の急坂の勾配はいくらか。

土木部次長

おそらく17～20%ぐらいではないかと思う。

武井委員

急坂箇所の除雪は、重機が転倒する可能性があり、警察が許可せず、最終的にその坂にロードヒーティングを敷設した。初冬期であっても、勾配17～20%もの急坂箇所に除雪機が入ることを警察が許可すると思うか。

(土木)建設課長

土木事業所長の答弁は、初冬期の車道の機械除雪について説明しており、本格的な雪積後は、急坂部の機械除雪は困難である。私が説明したのは、歩道の除雪に関して、機械除雪に限定したのではなく、次長が答弁したとおり人の手を借りながらこまめに行うという趣旨である。

武井委員

陳情第72号、第73号の箇所には手摺りが付いているが、この手摺りは壊れて腐食しており、かえって危険であると聞く。除雪を強化することも大事だが、こうした手摺りを修復することも考えるべきではないか。

(土木)建設課長

補修の必要な箇所は前向きに直していきたいと考えている。

武井委員

それが先決であり、次の対策は順次取り組むべきだ。

請願や陳情の提出が多いのも、市が行う冬対策の方針が市民に周知されていないためである。市民に確実に理解してもらうためにも、町内会長が集まる会合などで、市の姿勢を述べるべきではないか。今年の冬で第2期ロードヒーティング計画が終わった今、例年、開催される除雪説明会だけでなく、町内会の会議などで市の除雪計画等の説明をしているのか。

土木部次長

除雪説明会の中で各町会には、特に除雪の延長や、各箇所の細かい苦情等について説明をしている。現在、21世紀プランの実施計画を策定中であり、その中にはロードヒーティングだけではなく、除排雪全体の議論を行い、取りまとめたものを町内会等に報告していきたいと考えている。

土木部長

ロードヒーティングについては、小樽のように急坂、狭隘といった自然条件の中で、平成2年から1期、2期の計画を行ってきた。その前提は、幅員がおおよそ5m、勾配が8%以上の幹線道路を対象としてきたが、平成10年度で2期計画がすべて終わることになる。市内には敷設しなければならない箇所が多くあるという認識は持っているが、ランニングコストの問題か、従前は敷設には国の補助あったが、これからは単費で行うことになる。今後、ロードヒーティングを敷設しないと、市民から安全対策上の苦情もあるので、十分それらも踏まえながら検討している。

道内各都市では、ランニングコストの負担が大きいということで、これからはランニングコストに対する地域の助成を関係機関に要請をしながら、その間の対応を含めて検討している。決して、今後、一切ヒーティングを敷設しないということではない。

町会へのPRについては、毎年、「除雪対策1日本部員」という制度を実施しており、町会長にも、実際に排雪している場所やロードヒーティングの場所等を見ていただきながら、その中で今申し上げたことを説明している。また、毎年開催している町会長との会合の中でも、当然、説明をしているが、限られた時間の中では十分に市の考え方が伝わりにくいので、今後はそのことも踏まえて、対応していきたいと考えている。

武井委員

新たなヒーティング敷設箇所や既存の敷設箇所に対して、市民からの要望が多く寄せられていると思うが、どのくらいの件数になるのか。

(土木)建設課長

件数までは押さえていない。市としては、最近も設置した箇所のヒーティングの利きなどについて点検を行っている。

武井委員

請願、陳情を含めて、市民からの要望は150件にのぼると聞くと、行政だけで全ての要望を取り組むことは不可能に近い。冬対策には市民の協力が必要不可欠であり、その意味では明確に今後の計画や市の事情等を説明しておくべきである。

横尾委員

桜町の「丘の上公園」のように、ほとんどの公園は金網のフェンスが張っており、公園用地と道路を区切るためのものと思うが、これは冬が終われば必ず傷んで補修が必要になってくる。むしろフェンスは取り除いた方がよいと思うがどうか。

妙見川の上の中央小公園については、かなり以前にも指摘をしたが、今後、改善する計画はあるのか。

和光学園は福祉施設として相当に環境整備が進んでいるが、この敷地の中央に、桜26号線が通過しており、現道は、両縁が樹で覆われてジメジメとした雑草の生えた道である。廃道にするなど、見直すことはできないのか。

土木部公園課長

すべての公園の現状は把握しているが、これから修繕するか撤去するか、あるいは新設にするか、現在、検討中であり、しばらく時間をいただきたい。敷地の境界を明確にするための、フェンスだが、そうであれば、冬季間の雪に強いフェンスに換えなければと考えている。

中央小公園は、21世紀の基幹公園ということで、現公園整備計画の中で、この公園も含めてリフレッシュしていく。

(土木)管理課長

指摘のとおり、道路形態をなしていないという認識はあるが、詳しく現況を掌握し、今後、どう対応すべきか検討したい。

大畠委員

色内にある日刊経済新聞社の建物に、最近、工事用のネットがかかった。移転補償問題が解決し、事業にかかることになったのか。

祝津山手線街路事業費の平成10年度当初予算8,000万円中、支障物件移転補償費が7,580万円計上されているが、支障物件の件数と業務内容はどうなっているのか。

桂岡地区の国道拡幅に伴う礼文塚の迂回道路の工事については、工法が2転3転したため、地権者もそれに振り回されており、6月早々には、工法についての返事をするとのことだったが、未だ返事がないとのことである。この仮設道路については、どのように工事が行われる予定なのか。

市街地活性化対策室嶋田主幹

建物に施されたモルタルのレリーフが、経年により一部剥脱が生じてきており、所有者が人的被害を防ぐために自発的にネットを張ったものである。中央通土地区画整理事業としては、移転交渉を行っている。

用地対策室田畑主幹

昨年度に引き続き、今年度も用地補償を進めていく予定である。内容については、用地取得が約570㎡、物件保証が6件程度と考えている。10年度末の予定進捗率は、30%程度を予定している。

(用対)能代主幹

工事については、迂回路を設置する施工方法と、現道2車線で切り直し礼文塚橋を付け替える施工方法の2案を検討しているが、市としても開建に対し、早期に結論を出すように要請しているところである。その結果が今週中には出されると聞いている。

大畠委員

地権者にとって迂回路を造ることは、大きな問題である。再度聞くが、本当に迂回路を造るのか、未だわからないということか。

用地対策室長

今日も開建と打ち合せをしてきたが、2案のうちのどちらの方法になるのか伝わっていないが、ご指摘のとおり期間も経過しているので、開建では早急に結論を出し、来週にでも地権者へ説明したいとのことである。

松本委員

6月10日から全市的に公営住宅の空室入居の受付を行っており、今日が申込み締切日と思うが、最も申込み件数が多いといわれている銭函団地は、昨日現在で、どの程度あったのか。また、空室はあるのか。

住宅課長

5月時点では間違いなく1戸が空いていたが、その後、退去された方もおり、住宅課と住宅管理公社で把握している空室戸数に相違があった。今後は入居希望者からの問い合わせに対して、双方にずれがないように対応したい。

現在、公営住宅の募集戸数は、3戸である。昨日現在で6戸の申し込みがあり、今日もかなりの申し込みがあり、件数が増えていると考える。

松本委員

当初、銭函団地が建設された時は入居者不足であったが、応能応益制度になってから入居希望者が増えており、札幌の一般的なアパートよりも家賃が安いということで競争率が高いと考えている。家賃が安くなった反面、市の住宅会計にとってはかなりの収入減になると思われるが、全市営住宅でどの程度の減額になると考えているのか。

住宅課長

平成9年度と10年度の住宅特別会計で比較すると、使用料1億5,600万円程度の減収になっている。

松本委員

平成9年度における一般会計から住宅特別会計への繰入金金が2億5,000万円程度となり、財政的負担が生じている。自治体の中には、公住法改正に伴う減収分を補助金として国に求めることを検討しているところもあると聞くが、自治体全体として何か動きがあるのか。

住宅課長

公営住宅を持つ全道32市すべてが減収という状況の中で、このことについて全道市長会として国に要望をしていく動きがある。

松本委員

一般会計を圧迫しないような策を講じていただきたい。

以前に、融雪槽設置に対する貸付制度の実現に向けた検討を行うとのことであったが、現在、どこまで進んでいるのか。

(土木)管理課長

現在、市民などが設置する場合の融資という方向で、こういった事務手続が必要なのか詰めている段階である。

最終的に融資限度額や利子に関する事務手続的な問題があり、実際的には銀行預託という形になると考えている。窓口をどこにすれば市民にとって一番かということも含めて討議をしていきたい。

松本委員

この制度を実施している市町村のほとんどが無利子で行っている。本市もその方向で、早急に実現できるように、再度検討を進めていただきたい。

新野委員

桜学園の周辺の国道沿い崖地には、4、5年前から雑木が生い茂っている。防風林等の役割がないのであれば、すばらしい小樽の海や港を覆い隠しているあの雑木を伐採してはどうか。観光客や地元の人からも、この件については色々と相談を受けている。基本的には土地所有者が伐採するものではあるが、年間300万人以上の観光客がくる街の景観策として、市の考え方はどうか。

公園課長

国道用地の中であれば、国の維持管理業務の中で、雑木のカットをするということもあるが、指摘の位置が不明確であり、今、明確に答弁できない。

土木部次長

土地所有者にお願いするのが第1と思うが、その所有者が個人であれば、費用の面から難しいし、もう1点、景観という形でどこまで行政が携われるかという問題もある。所有者が開建か個人かの調査をしなければならぬが、開建であればこの件について話することはできる。

新野委員

地元の話では、秋には枯葉が民家に飛んでくるという話も聞いているので、積極的に対応願いたい。

休 憩 午 後 3 時 1 5 分

再 開 午 後 3 時 4 5 分

委員長

討論に入る。

琴坂委員

石狩湾新港に関わる議案第7号、行政が市民を訴える議案第11号には反対する。ロードヒーティングに対する請願・陳情については、いずれも願意は妥当であり採択を主張する。陳情第30号については継続審査とするが、その他の案件はすべて採択を主張する。

委員長

討論を終結し、順次採決を行う。

議案第7号、第11号、請願第81号、第92号、陳情第1号、第8号、第28号、第46号、第49号、第66号、第72号、第73号、第75号、第76号については、議案は原案可決、請願、陳情は継続審査といずれも多数により決定。

次に、陳情第30号については、継続審査といずれも全会一致で決定する。

散会宣告。